

沖縄県県民の森管理運営仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、沖縄県県民の森（以下、「県民の森」という。）において、指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 基本的な考え方

- (1) 設置理念に基づいた管理運営を行うこと。
- (2) 「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」にある北部圏域としての基本方向及び基本施策 3-(9) を踏まえた管理運営を行うこと。
- (3) 関係法規、県民の森の管理に関する基本協定及び本仕様書に従い、適切な管理運営を行うこと。
- (4) 利用者にとって安全で快適な魅力ある施設であるよう、施設管理及びサービスの向上に努めること。
- (5) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (6) 利用者の意見・要望等の把握に務め、管理運営に反映させること。
- (7) 野外活動・体験の場として、県民の森の魅力を積極的に提供し、地域との連携にも努めること。

3. 管理運営の対象となる範囲及び施設等

管理運営の対象となる範囲は、県民の森用地 181ha とし、その主要施設は別紙 1、備品は別紙 2 のとおりである。なお、その他維持管理に必要となる備品は指定管理費よりリース契約する等必要に応じて用意するものとする。

4. 地域との連携

- (1) 指定管理者は恩納村役場及び関係機関を交えた運営協議会の事務局として意見交換の場を設け、議事を行い、県民の森の活性化に繋がるよう努めること。
なお、運営協議会については、県へその内容について報告書等を提出すること。
- (2) 恩納村地域防災計画に指定緊急避難場所として指定されていることから、県、恩納村との協定書に基づき、災害時の対応に備えること。

5. 周知公報活動について

指定管理者は指定管理を開始した年に、HP の開設及びパンフレットの作成を行い、県民の森を広く周知することに努めること。

また、その他公報媒体に情報提供等を行い、県民の森活性化に努めること。

6. 主要施設の管理運営

- (1) 県民の森の施設管理及び県との調整、報告等を行う総括責任者を 1 名以上専任で配置し、管理運営に係る業務の総括を行い、その他、必要な業務に取り組むものとする。
- (2) 利用者が必要なサービスを得られるよう、各施設に適宜人員を配置すること。

なお、以下に示した業務の他、適切に料金を徴収・管理し、施設利用に際し安全が確保されるよう努めるものとする。

① 森林学習展示館

森林学習展示館では、次の業務を行うものとする。

ア 施設利用者及び研修室使用者に対し、必要となるサービスを提供すること。

イ 県民の森入園者数（正面口側から）の把握を行うものとする。

ウ 施設利用者に不快感を与えないよう研修室・トイレ・施設内の遊具・クラブト体験コーナー・施設周辺の美化等に努めるものとする。

エ 2階に厨房スペース 26.9m²・倉庫 6.9m²及び休憩スペースがあり、飲食店の営業が可能である。

② 森林科学館

森林科学館では、次の業務を行うものとする。

ア 施設利用者に対し、必要となるサービスを提供すること。

イ 施設利用者に不快感を与えないよう、トイレや施設内の展示品、施設周辺の美化等に努めるものとする。

③ 総合案内棟

総合案内棟（県民の森管理事務所）では、次の業務を行うものとする。

ア 施設利用者及びキャンプ場利用者に対し、必要となるサービスを提供すること。

イ 県民の森の入園者数（喜瀬武原側から）を把握するものとする。

ウ 快適な野外活動が行われるよう、環境の整備及び火災・盗難・非行等の防止策を講じ、キャンプ場使用者に対し、規則正しい生活を行うよう、指導するものとする。

エ キャンプ場供用期間中は、人員（警備員等）を総合案内棟に1名以上宿直させ、警備及び必要な指導に当たらせるものとする。

オ キャンプ用具を適正に管理保管し、故意・過失により毀損、紛失しているときは使用者に賠償させるものとする。

カ 施設利用者に不快感を与えないよう、トイレ・シャワー室・施設周辺の美化等に努めるものとする。

④ 用具貸出棟

用具貸出棟を担当するものには、次の業務に当たらせるものとする。

ア 備品（用具）貸出に際し、必要となるサービスを提供すること。

イ 備品（用具）は適正に管理保管し、故意・過失により毀損、紛失しているときは使用者に賠償させるものとする。

ウ 備品（用具）の利用方法を周知し、児童等が使用を希望する際には、保護者が随伴して使用するよう、指導するものとする。

エ 施設利用者に不快感を与えないよう、トイレや施設周辺の美化等に努めるものとする。

(3) その他施設及び遊具等

① 木工室

ア 木工室の利用に当たっては使用許可等を受けさせるものとする。

イ 木工室の運営に当たっては、特に安全性が要求されるため、安全の確保に努めるものとする。

ウ 糸ノコ等電動機械を設置する場合には、安全点検を徹底し、定期的に精密点検を行うものとする。

エ 使用責任者には木工室の利用について十分説明指導するものとする。

オ 電動機械の使用にあたっては、電動機械の使用に関し精通した者を設置させ、使用許可申請書にその取扱い責任者名を明記させるものとする。

カ 木工室を利用したい旨、申込があった場合は電動機械を使用することとなる者には、傷害保険に加入するよう指導するものとする。

② スポーツ遊具等

ア 利用方法をよく説明・指導し、利用者に注意事項の確認をとるものとする。

イ 利用時間を厳守させるものとする。

ウ 有料の施設、備品（用具）の利用にあたっては料金の徴収、用具貸出しの記録等を適切に行うものとする。

エ 施設及び備品の点検整備等を行い、利用者の安全管理を徹底するものとする。

オ 備品（用具）は所有者名（沖縄県民の森）ナンバー等を付し、貸出時、利用中、利用後の確認ができるようにしておくものとする。

カ 運動にふさわしい服装、靴を着用するよう指導するものとする。

(4) 上記(1)～(3)に記した標準的な管理業務の他、利用者の求めるサービスの提供や県民の森の利便性向上に繋がるよう努めることとする。

7. 施設等の利用及び利用料徴収

(1) 使用許可等の対象施設、申請受付場所及び事務手続き等

① 施設等（以下「有料施設」）

ア 条例第10条に基づき、施設等（以下「有料施設」という。）を競技会、集会、展示会、学校行事等の催しのため占有して使用する場合には、事前に利用許可申請書を指定管理者に提出させるものとする。また受付場所は管理事務所、森林学習展示館事務所、用具貸出棟、指定管理者の事務所とする。

イ 有料施設の利用許可申請書を受理したときは、利用許可書を交付するものとし、利用許可申請簿に必要事項を記載させるものとする。また、利用変更許可、利用許可取消しを適切に行うものとする。

② 利用案内等

施設の利用を許可した場合は、使用方法、使用場所及び使用上の注意等を文書又は口頭により、使用者に周知させるものとする。

(2) 利用料金の徴収

① 指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアルに基づき、料金徴収フロー図を作成の上、料金徴収を行うものとする。

② 利用者から、条例、又は規則に定める利用料金を徴収するものとする。

③ 利用料金の徴収にあたっては、知事が特別な理由があると認めた場合を除き、利用者に前納させるものとする。

④ 徴収した利用料金の取扱いについては、指定管理者の収入とする。

(3) 利用料金の減免及び返還事務

① 利用料金の減免

ア 条例第15条に基づく利用料金の減免にあたっては、利用減免申請書を指定管理者に提出させ、その理由が減免に該当するか否かを審査し、適正に処理するものとする。

イ 利用料減免の承認をしたときは、利用料減免承認書を交付するものとする。

② 利用料金の返還

条例第16条に基づく利用料金の返還にあたっては、利用料返還申請書を指定管理者に提出させ、その理由が返還に該当するか否かを審査し、適正に処理するものとする。

(4) 休園日又は開園時間の変更

① 休園日の変更

条例第8条第3項に基づき指定管理者は、必要があると認める場合は知事の承認を経て休園日を変更することができる。

② 開園時間の変更

条例第9条第2項に基づき指定管理者は、必要があると認める場合は知事の承認を経て開園時間を変更することができる。

8. 施設の維持管理等

(1) 施設の維持管理

県民の森すべての施設について、善良な維持管理を行うものとする。

(2) 施設の巡回点検

① 県民の森の主要施設（別紙1）及び遊具施設については、適宜巡回点検を実施し毀損等の状況把握を行い、毀損等がある場合は適切な処置を行うものとする。

② 遊歩道等の森林散策路について適宜巡回点検を実施し毀損等の状況把握を行い、毀損等がある場合は適切な処置を行うものとする。

(3) 施設の清掃、廃棄物の処理

① 清掃

ア 建物、休憩施設のほか、入込みの多い箇所を重点的に清掃するとともに、紙屑、その他不法投棄物を除去して、利用者のひんしゆくを買うことのないようにする。

イ 特に便所については、利用者に不快の念をおこさせぬよう、適宜巡回点検し、消耗品の補充や必要に応じて随時清掃、消毒等を行うものとする。

ウ 学習室、研修室、キャンプ場は、利用者に利用後の清掃を義務づけることとし、美化に努めるよう指導するものとする。

② 廃棄物の処理

ア ごみ箱は原則として設置せず、ごみ、空き缶等は持ち帰るよう指導するものとする。

イ ごみ、空き缶等の処理

(ア) ごみ類は速やかに回収し、処理するものとし、不法投棄された品物（家電リサイクル品、タイヤ等）を発見した場合は直ちに村へ連絡し、関係法令に基づき適正に処分すること。

(イ) 可燃物、不燃物及び生ゴミ等は関係回収業者にその処理を依頼するなど、

法令等に従い適正に処理するものとする。

(ウ) 入園者に対して、ゴミ、空き缶等の持ち帰り運動を推進するものとする。

③ 汚水の処理

便所等の汚水の処理は、法令等に基づき適正に行うものとし、必要に応じて関係業者に処理させるものとする。

(4) 道路、駐車場、広場の維持管理

① 道路

路面への小規模な崩土、落石は除去するとともに軽度の路面の不陸については補修し、また、側溝等排水施設への土砂、夾雑物の除去及び路側の雑草木の刈払いを必要に応じて行うものとする。

② 駐車場及び広場

側溝等の排水施設の土砂及び夾雑物は、必要に応じて除去するとともに、運動広場は滞水が起こらないように不陸整正に努めるものとする。

(5) 植生地等の保育管理

① 作業上の留意事項

ア 作業の内容及び作業箇所が広範囲にわたるため、施設管理の総括責任者は作業員に対し作業方法、作業箇所等について作業着手前または、作業の過程で充分周知させるとともに主旨を周知徹底させるものとする。

イ 作業用機械、器具、車輪などについては、始業点検及び、点検・整備を確実に行うとともに、作業中においても随時点検・整備を行って、作業効率の維持向上を期するほか、危険防止に努めるものとする。

ウ 植生地等の保育管理又は施設の管理運営上発生した剪定枝等は、破砕して林内にしくか処理業者に処分を委託するなど、法令等に従い適正に処理するものとする。

② 森林の保育管理

ア 下刈

(ア) 原則として全刈するものとする。

(イ) 植栽木を損傷しないよう雑草木竹、蔓茎等を可能な限り低く刈払うものとする。故意又は過失により植栽木を損傷又は枯死させた場合は、損傷した植栽木と同樹種(大きさ等も含め)か同等の価値を有する樹種を捕植するものとする。

(ウ) 植栽木等に巻き付いているツル類は、切断して取り除くものとする。

(エ) 切り払った雑草木竹は、植栽木の根元周辺に寄せるものとする。

イ つる切

蔓茎類を可能な限り根元から切断、又は引き抜くとともに、植栽木に巻き付いている部分を除去するものとする。

ウ 除伐

植栽木の育成を阻害する雑木竹及び植栽木のうち不良、不用木を除去するものとする。

エ 枝打

(ア) 枯殺及び生枝の一部を幹に平行、平滑に切除するものとする。

(イ) 鋭利な鎌、なた又は鋸を使用し、樹皮を剥がさないよう注意するものとする。

(ウ) 高所作業の際は、安全帯を使用して事故防止を図るものとする。

オ 広葉樹林改良

不良木、不用木、密生木、雑竹を除去し、優良林分へ誘導するものとする。

③ 樹園地、芝生園地等の保育管理

ア 除草

除草ゴテ等を用い、根から除去するものとする。

イ 整枝剪定

樹形の誘導目的によって、樹種の適期ごとに不用枝、徒長枝を除去するものとする。

ウ 芝刈

刈込高1～1.5cm程度に刈むら、刈り残しのないよう均一に刈り込むものとする。

エ 芝施肥

所要の量を芝生面にむらなく均一に散布するものとする。

オ 目土かけ

目土用土（黒褐色沃土）を、2～4ミリメートルの厚さに芝生面に均一にすり込むものとする。

カ 樹木施肥

所要の量を樹木の葉、根、幹に触れないよう樹冠外線の下に施用するものとする。

キ 病虫害防除、除草剤散布

(ア) 薬剤の使用基準に基づき、葉面にむらなく付着するよう散布するものとする。

(イ) 病虫害防除の薬剤散布は、被害発生の初期に行うものとする。

(ウ) その他、病虫害の防止については、必要な対応を適宜行うこととする。

ク 灌水

乾燥期に植生が枯死に至らぬよう、随時行うものとする。

- ④ その他、管理方法について、①～③によらない方法でより良い管理方法があれば、発注者と協議して承認を得て変更することができる。

(6) その他の施設の維持管理

県民の森における各種学習活動の場に供される施設等については、適切な監理設計及び的確な作業により善良な維持管理を行うものとする。

(7) 物品の維持管理

県民の森に備えつけられた物品については、善良な保管に努め、必要な修繕及び補充を行うとともに、管理上必要と求められる物品を購入するものとする。

9. 安全確保対策

(1) 緊急時の連絡体制を図示した表を作成し、各施設に貼りだしておくものとする。

(2) 県民の森において災害、事故、盗難、その他非常事態が発生したときは、直ちにその状況を把握し、被害拡大、二次時災害等がおこらぬよう早急且つ適切に対応し速やか

に関係機関に報告するものとする。

(3) 防災対策

① 防火対策

ア 法令に従い、消防署へ必要な書類を提出の上、消火訓練等を実施し、県に報告する。

イ 火災が発生したときは、直ちに消防署等関係機関に連絡するとともに、初期消火、延焼防止に努めるものとする。

ウ 直火を禁止するとともに、タバコの火の始末の注意を喚起し、吸い殻入れのない場所での喫煙を行わないよう周知させるものとする。

エ 消火器をはじめ防火設備は、正常に機能するよう常に適切な管理を図り、法令に従い法定点検等を実施し、点検結果を踏まえ、消火器の使用期限に応じた入れ替え等、使用可能な状態を維持管理するものとする。

② その他の災害防止対策

ア 水辺、池等の危険箇所及び足場の不良な箇所には、制札を立てて立ち入りを規制し、事故防止に努めるものとする。

イ 道路等に崩土が発生した場合は、直ちに危険区域への立ち入りを禁止するほか、通行を規制するものとする。

(4) 安全対策

① 火災、豪雨、強風等により、来園者に危険を及ぼす恐れのある場合は、避難の場所を速やかに周知させるとともに、避難の誘導にあたるものとする。また、必要に応じて臨時閉園の措置を講ずるものとする。

② 通行が危険な場所は、制札を立てて利用者に的確に知らしめるとともに、園内放送等を利用し逐次注意を促すものとする。

(5) 利用者の救護対策

① 森林学習展示館、森林科学館、総合案内棟及び用具貸出棟に緊急薬品を常備し、傷病者に対して、救護措置を講ずるものとする。

② 特に人が多く集まる施設にはAED等を設置するものとする。

③ 重患、重傷者等があらわれた場合は、直ちに救急車の出動を要請する等必要な措置を講ずるものとする。

(6) 農薬、危険物等の保管と安全対策

① 農薬及び農機具、機械等の燃料は所定の場所に厳重に保管し、事故防止を図るものとする。

② 農薬等の散布作業は、つとめて入園者の少ない時期を選んで行うものとし、空容器の回収や制札の設置等の危被害防止策に万全を期するものとする。

(7) 警備機器の操作

森林学習展示館、科学館、総合案内棟、用具貸出棟は必要に応じて夜間機器による警備を行うものとする。

(8) 車両の運行及び駐車禁止措置

① 定められた車道及び駐車場以外での運行及び駐車は、利用者の安全を確保するため規制指導するものとする。

- ② 車道での徐行運転、駐車禁止等の標識を設置するものとする。
 - ③ 開園時間以外の通行規制のため、門は施錠を行うものとする。
- (9) 保険等への加入
- 指定管理者は、基本協定に基づき県民の森の施設等の瑕疵による事故及び利用者の事故に備え、賠償責任保険に加入するものとする。

10. 管理物件及び備品等

- (1) 物件
- ① 指定管理者は物件、施設等について、適切な保守管理に努めるものとする。
 - ② 指定管理者は、故意又は過失により毀損滅失したときは、指定管理者の責任において現状に復旧するものとする。また、復旧に要する経費は全て指定管理者の負担とする。
- (2) 備品
- ① 備品は別紙に記したⅠ種備品及びⅡ種備品とし、その利用料金は規則別表に定める金額とする。
 - ② 指定管理者は貸与された備品について、適切な保守管理に努めるものとする。
 - ③ 指定管理者は貸与された備品について、故意又は過失により毀損滅失したときは、当該備品と同等の機能及び価値を有するものを弁償するものとする。

11. 業務記録及び事業報告書等の作成

上記1.～10.について、業務記録及び業務報告書等を作成の上、提出する。

- (1) 業務記録
- 「指定管理者制度導入施設に関するモニタリングマニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に基づき、「日報」及び「月報」を作成し、「月報」を提出する。
- (2) 事業報告書
- 原則として、マニュアルに基づき、事業報告書（上半期及び年次報告書）を作成し、提出する。
- (3) アンケート及び自主事業に関する報告
- ① 利用者アンケートを実施し、マニュアルの様式に基づき分析・評価を行うこと。
 - ② アンケートについては、以下の項目について報告すること。利用者アンケートの実施方法及び設問等については、県民の森の特性を反映したものとすること。
 - ア 実施期間
 - イ 実施方法
 - ウ 回答者数
 - エ 単純集計結果
 - オ 利用者の評価（自由回答における利用者の感想の概要等）
 - カ 分析結果
 - キ 次期及び次年度に向けた改善事項
 - ③ 自主事業に関しては、自己評価を行い、事業報告書にて以下の項目について報告するとともに、その結果を次期及び次年度業務に適切に反映させること。

- ア 事業実施の有無
- イ 実施月日
- ウ 未実施の場合その理由
- エ 参加人数
- オ 参加者の評価（アンケートによる感想の概要等）
- カ 自己評価及び実施の様子
- キ 次期及び次年度に向けた改善事項

別紙 1

施設の名称	沖縄県県民の森			
所在地	沖縄県恩納村字安富祖 2 0 2 8 番地			
敷地面積	1 8 1 ヘクタール			
施設内容	県民の森			
	総合案内棟	291 m ²	キャンプ場	23,159 m ²
	森林学習展示館	668 m ²	中央広場	13,400 m ²
	森林科学館	450 m ²	冒険広場	18,000 m ²
	用具貸出棟	116.5 m ²	遊歩道	3,265 m ²
	炊事棟	49.6 m ²	スポーツの森	10,000 m ²
	木炭窯	2 基	市町村の森	4,000 m ²
	駐車場	4,480 m ²	花木園	14,000 m ²
	パークゴルフ場	7,937 m ²	桜園	6,700 m ²
	シャワー室	22 m ²	メイトの森	1,000 m ²

森林管理課所管備品					
No	品目	物品コード	物品番号	管理場所	備考
1	両軸机	201001	8601781	森林学習展示館	木製
2	教壇	203014	8601837	森林学習展示館	ウチダ 357-5013
3	戸棚・棚	204002	8601838	森林学習展示館	
4	戸棚・棚	204002	8601839	森林学習展示館	
5	美術工芸品	301017	9800001	中央広場	彫刻(MEMORY・仲良し)
6	美術工芸品	301017	9800002	中央広場	彫刻(古代回帰・胎動)
7	美術工芸品	301017	9800003	中央広場	彫刻(散歩道・森の橋)
8	美術工芸品	301017	9800004	中央広場	彫刻(空に井戸を掘る)
9	美術工芸品	301017	9800005	中央広場	彫刻(鎮魂の景)
10	美術工芸品	301017	9800006	中央広場	彫刻(舟民)
11	美術工芸品	301017	9800007	中央広場	彫刻(緑の風・波)
12	美術工芸品	301017	9800008	中央広場	彫刻(大地の貝)
13	美術工芸品	301017	9800009	中央広場	彫刻(海孕む)
14	その他美術 工芸品	301999	9800011	総合案内棟	歌碑(おもろ)
15	その他美術 工芸品	301999	9800012	総合案内棟	歌碑(組踊)
16	その他美術 工芸品	301999	9800013	総合案内棟	歌碑(琉歌)
17	その他美術 工芸品	301999	9800014	総合案内棟	歌碑(短歌)
18	その他美術 工芸品	301999	9800015	総合案内棟	歌碑(漢詩)
19	その他美術 工芸品	301999	9800016	総合案内棟	歌碑(現代詩)
20	その他農林 機器	901999	8601856	総合案内棟	高圧ポンプ(防除機)
21	その他農林 機器	901999	1200011	総合案内棟	新ダイワエンジンプロワ EB500
22	チェンソー	910001	1200009	総合案内棟	マキタエンジンチェンソー ME4300G
23	戸棚・棚	0204002	1600038	森林学習展示館	木製スライド式本棚
24	掲示板	0207002	1600005	森林学習展示館	木製掲示板固定式

森林整備保全課所管備品					
No	品 目	物品コード	物品番号	管理場所	備 考
25	雑車両	104008	1000027	用具貸出棟	自転車(26 インチ)ブリジストン
26	雑車両	104008	1000028	用具貸出棟	自転車(26 インチ)ブリジストン
27	雑車両	104008	1000029	用具貸出棟	自転車(26 インチ)ブリジストン
28	カウンター	201012	9500001	総合案内棟	カウンターテーブル松 3430×550×30
29	テレビ	701010	1000162	総合案内棟	シャープ LC-32C1
30	その他教育用説明 器具類	1101999	9500030	森林学習展示館	糸のこ盤 旭工業 961701
31	その他教育用説明 器具類	1101999	9500031	森林学習展示館	糸のこ盤 旭工業 961237
32	その他教育用説明 器具類	1101999	9500032	森林学習展示館	電気丸のこリョービ HA-3T セット 51152
33	その他教育用説明 器具類	1101999	9500033	森林学習展示館	電気丸のこリョービ HA-3T セット 51150
34	その他教育用説明 器具類	1101999	9500036	森林学習展示館	電気サンダーリョービ S-3600-48404
35	その他教育用説明 器具類	1101999	9500060	森林学習展示館	木工具セット(20 セット)トップマン
36	その他教育用説明 器具類	1101999	9500061	森林学習展示館	かな刃研ぎ機松下 SC-2200(緑)
37	その他教育用説明 器具類	1101999	9500064	総合案内棟	発電機 EG-21-28046(赤)
38	ゴルフ用具	1102040	1	用具貸出棟	グラウンドゴルフ一式(8 セット)
39	木材強度測定器	602102	400001	森林学習展示館	木炭精錬計
40	木材強度測定器	602102	400002	森林学習展示館	木炭精錬計
41	その他	1301999	1600016	総合案内棟	タフドームテント(キャンプ用)
42	その他	1301999	1600017	総合案内棟	タフドームテント(キャンプ用)
43	その他	1301999	1600018	総合案内棟	タフドームテント(キャンプ用)

森林整備保全課所管備品					
No	品 目	物品コード	物品番号	管理場所	備 考
44	その他	1301999	1600019	総合案内棟	タフドームテント(キャンプ用)
45	その他	1301999	1600020	総合案内棟	タフドームテント(キャンプ用)
46	その他	1301999	1600021	総合案内棟	タフドームテント(キャンプ用)
47	その他	1301999	1600022	総合案内棟	タフドームテント(キャンプ用)
48	その他	1301999	1600023	総合案内棟	タフドームテント(キャンプ用)
49	パーソナルコンピュータ	209005	1601270	森林学習展示館	パーソナルコンピュータ
50	テレビ	701010	1600079	森林学習展示館	テレビ(ユニテック LCH4005V)
51	ルームクーラー	501004	1700033	学習展示館	ユニテック CS-F227CZ
52	ルームクーラー	501004	1700034	用具貸出棟	ユニテック CS-F227CZ
53	ルームクーラー	501004	1800060	森林学習展示館	パナソニック PA-P112T6HN
54	ルームクーラー	501004	1800061	森林学習展示館	パナソニック PA-P112T6HN
55	刈払機	901081	1800007	総合案内棟	ゼノア BCZ315W
56	刈払機	901081	1800008	総合案内棟	ゼノア BCZ315W
57	刈払機	901081	1800009	総合案内棟	ゼノア BCZ315W
58	エアーコンプレッサー	908012	1800001	総合案内棟	和コーポレーション JAC-40TMX
59	チェンソー	910001	1800002	総合案内棟	ゼノア GZ3950-25HS14
60	チェンソー	910001	1800003	総合案内棟	ゼノア GZ3950-25HS14
61	その他作業工具 機器類	910999	1800002	総合案内棟	ゼノア ヘッジトリマ HT751H Pro-1
62	その他作業工具 機器類	910999	1800003	総合案内棟	ゼノア ヘッジトリマ HT751H Pro-1